

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 平成30年5月29日(火)  
開会 午前10時33分  
閉会 午前11時17分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 (委員長) 堀 巖  
(委員) 鈴木麻住、鬼頭博和、関戸郁文  
黒川武議長、大野慎治副議長、宮川隆議員、榎谷規子議員
- 5 欠席委員 木村冬樹議員(副委員長)
- 6 説明員 行政課長 佐野剛、議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤頭
- 7 委員長あいさつ
- 8 議長あいさつ
- 9 協議事項
- (1) 6月定例会について
- ①議案の上程について  
行政課長：資料に基づき説明  
質疑なし
- ②会期の確認について  
議会事務局統括主査：資料に基づき説明  
質疑なし
- ③議案精読時間について  
10分間程度と決した。
- ④一般質問発言順序について  
議会事務局統括主査：資料に基づき説明  
鈴木委員：一般質問でパソコン及びプロジェクターを使う議員は配慮してはどうか。午前午後の1番目は事前に準備出来るので、時間にロス無く、スムーズに質問に入れるのでは。  
堀委員長：今回パソコンを使用するのは誰か。  
議会事務局統括主査：事務局で把握しているのは櫻井議員、大野議員、鈴木議員及び梅村議員である。  
鬼頭委員、宮川議員：(挙手有り)  
宮川議員：午前又は午後の1番は支援者に声をかけやすい。

堀委員長：不公平感がある。

黒川議長：くじの後で、会派間で調整するまでとし、他会派間の調整は難しいのでは。

宮川議員：かつて会派間で調整し、先に質問した議員が深堀質問し、直後の議員が基本的事項の質問となり、不格好になった事もあった。

議会事務局統括主査：順番が決すると同日の一般質問通告に合わせ、通告要旨を質問順に並び替えなくてはならない。会議後の午前中に行わなくてはならない。

堀委員長：発言順序については、会派間の入れ替えも行わないものとする。

議員13人から一般質問通告要旨が提出され、初日5人、2日目4人、3日目4人の議員が一般質問を行うことに決した。

なお、発言順序はくじにより次の通りと決した。

初日（6月13日）

1 関戸郁文議員、2 榊谷規子議員、3 木村冬樹議員、4 堀巖議員、  
5 大野慎治議員

2日目（6月14日）

1 櫻井伸賢議員、2 梅村均議員、3 相原俊一議員、4 須藤智子議員

3日目（6月15日）

1 宮川隆議員、2 鈴木麻住議員、3 鬼頭博和議員、4 塚本秋雄議員

#### ⑤ 請願及び陳情について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

陳情第1号から第6号までの全ての陳情を、総務・産業建設常任委員会へ送付することに決した。

#### ⑥ その他

（全員協議会資料の正誤について）

行政課長：配布資料に基づき説明

質疑なし、議運終了後に各議員のレターケースへ配布することに決した。

#### （2）その他

（議会選出監査委員について）

堀委員長：議会選出の監査委員について、どこの場で協議していくのか議運で決めたい。執行機関側も関連する件であるので、速やかに決定していきたい。

梶谷議員：2月の議会報告会で、市民から議会選出の監査委員は必要なのかという質問を受けた。

堀委員長：定例会会期中の議会基本条例推進協議会で議論いただきたい。

宮川議員：法の趣旨の説明と他市の状況を知りたい。

堀委員長：事務局で資料を揃えてほしい。

大野副議長：県内では大府市議会が廃止している。大津市議会も廃止したようであるが、まだ全国的には広がっていない。

堀委員長：議論の参考資料も必要である。存続すべき廃止すべきという主張があるはずである。

黒川議長：全国市議会議長会からの資料があるはずである。

堀委員長：決定の場は議会運営委員会であるが、協議は議会基本条例推進協議会にて行っていく。

## 10 その他

(委員会室の使用について)

黒川議長：第2・第3委員会室の取扱いについて、仕切りを外し、定例会中の常任委員会の形を基本としたい。全員協議会はいへん手狭で資料を広げることも困難である。今後の市議会サポーターが始まれば、傍聴席の確保も必要になる。これまで事務局職員が2人又は3人で席を移動させているが、1時間半から2時間を要しているようである。毎回毎回会議ごとにこの時間をかけて作って崩してを繰り返すような時間は取れない。市議会サポーター任期の8月開始として執行機関に申し入れたい。音響機器を貸し出す事も考えたい。

行政課長：音響機器は常設か。

黒川議長：常設ではない。必要な時に用いる。

梶谷議員：第2・第3委員会室を別々に使用する頻度はどうか。

行政課長：執行機関側はほぼ別々に使用している。

議会事務局長：委員会室は第1から第3までの3室であるが、3室同時に使用するのはい少ないのではと考える。通常使用は第1委員会室を使用しているだけで、会議が重なった場合は片方が大きな会場を使用いただく事も考えられる。会議が3つ重なった場合に、初めてレイアウト変更が必要になるが、これまでも会議用の立札看板が3つ並ぶ光景は少なかったと思われる。

宮川議員：8月開始の根拠は何かあるか。

黒川議長：周知期間確保と8月開始となれば最初の会議が全員協議会と想定

するのだが、8月任期開始の議会サポーターに合わせて部屋を大きく取ればと考えている。

宮川議員：現行の常任委員会の机の配置は真四角型で、委員長は真横に座る委員が見えにくい。丸机を活用できるかもしれない。

堀委員長：第2・第3委員会室の使用方法について、執行機関と調整して基本形を常任委員会の形とすることで進めていただきたい。

(一般質問通告の期限について)

関戸委員：一般質問通告の締切時間について、これまで告示日の午後5時としているが早めてはどうか。締切後に議会事務局で語句等を確認し、議員に連絡を取っているようだが、午後5時は議会事務局の時間外での作業を前提としていないか。時間を早めることによって残業は減るのか。

議会事務局長：昨日は午後5時に一般質問の通告を締め切って、その後に通告内容の確認を行っていた。その後に議員に連絡していたので、相応の時間になってしまったようだ。早ければその分の前倒しを見込める。

堀委員長：何か委員から意見はあるか。

鬼頭委員：議員の都合のみかと考える。

柘谷議員：以前は議会運営委員会開催に合わせて、同日の午前10時であった。それが前日の午後5時となった。

宮川議員：前日の正午を期限としたときに他の作業と被って結局時間外業務が必要になるということはどうか。

議会事務局長：タイミング的に別の急を要する仕事がたまたま入り込めば別だが、通告に係る確認作業については消化できるものと判断する。時間外が全くの無しになるかは保障できない。

宮川議員：事務局に手書きで提出するか、データ提出するかも事務量に差が出るかと思われる。まだ手書き提出はあるのか。

鈴木委員：手書きと言ってもA4原稿1枚又は2枚程度でないか。それも1人か2人程度でないか。

議会事務局統括主査：言われる通り入力作業はさほど困難ではない。その後の語句等の確認に時間を割く。単に誤字の場合、正式名称か否かの確認、その他を確認する。訂正が必要と判断し、それが軽微なものであっても必ず提出議員の了承を得ている。即座に議員に連絡できる場合もあれば、留守電に残し、返信が来るまで2時間以上他の仕事をしながら待つこともしばしばある。当然にその日の返信を諦めることもあるので、提出時刻が1時間でも早まれば残業時間の短縮には繋がる。ただし連絡が着かないとき

は厳しいものがある。

堀委員長：事務局として締切時刻は何時が妥当と考えるか。

関戸委員：正午でどうか。

議会事務局統括主査：委員会でその時刻に決めていただけるのであれば、たいへん有難い。

堀委員長：今後は一般質問の通告に係る事務局への提出時刻を議会運営委員会前日の正午とする。